

京都市告示第360号

指定：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

廃止：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づく、水路等を次のように廃止及び一部廃止し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年9月4日

京都市長 松井孝治

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	紫竹水0001号	北区紫竹下竹殿町13番地地先 同上	
2	岡崎水0016号	左京区岡崎法勝寺町61番地の6地先 同上	
3	鳥居口山田水18号	右京区京北鳥居町口山田8番地の7地先 同町8番地の6地先	
4	榎原水0088号	西京区榎原秤谷町32番地地先 同町33番地の1地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	深草水0097号	伏見区深草直違橋八丁目230番地の2地先 同町229番地の1地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	西京極水0031号	右京区西京極北裏町17番地の1地先 同上	
2	深草水0032号	伏見区深草極楽寺町43番地の1地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)